

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

法令名	北海道情報公開条例
根拠条項	第9条
許認可等の種類	公文書の開示の請求
法令の定め	第9条 何人も、実施機関に対して、公文書の開示を請求することができる。
審査基準	開示に係る基準は、条例の定めに尽くされているため、審査基準を設定していない。
標準処理期間	総期間 14日・月—(注：休日は含まない。)— 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 日・月 ()
処分担当課	北海道人事委員会事務局総務審査課 (電話番号：011-231-4111 (内線32-421))
申請先	北海道人事委員会事務局総務審査課 (電話番号：011-231-4111 (内線32-421))
問い合わせ先	北海道人事委員会事務局総務審査課 (電話番号：011-231-4111 (内線32-421))
備考	公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hj/sms/gyouseitetsuduki.htm